第明治三十五種郵便物認可

		（略） （略） （略） （略） （略） （略）	1,800 （略） 4,290 （略） 12,000 （略）	（略）
（略）		電動ティルト自動停止制御部品交換 （略） バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換 バッテリー（リチウムイオン電池）交換 （略） （略） （略）	（略） （略） （略） 124,400 （略） 4,300 （略）	
（略）		（略）	（略）	（略）
（略）		（略） 空気圧式入力装置（スイッチ）交換 視線検出式入力装置（スイッチ）交換 （略）	（略） （略） 180,000 （略）	（略）
注 1・2　（略）				

		ワイヤー交換 （略） 幅止め交換 （略） 日よけ（雨よけ）部品交換 （略）	1,200 （略） 3,750 （略） 8,000 （略）	（略）
電動車椅子		電動ティルト自動停止部品交換 （略） バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換 （新設） （略） シートベルト交換 （略）	（略） （略） （略） （新設） （略） 3,500 （略）	
（略）		（略）	（略）	（略）
重度障害者用意思伝達装置		（略） 空気圧式入力装置（スイッチ）交換 （新設） （略）	（略） （略） （新設） （略）	（略）
注 1・2　（略）				

○厚生労働省告示第百二十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　身体障害者用物品 一から二十二　（略） 二十三　削除 二十四から三十八　（略）	一　身体障害者用物品 一から二十二　（略） 二十三　盲人用カナタイプライター　専ら片仮名又は平仮名で印字する機能を有するものであつて、キーの位置を確認できる凸線等の印がついているもの 二十四から三十八　（略）
別表第二　視覚障害者用読書器（第二十八号の三関係）	**別表第二**　視覚障害者用読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
（削る）	（削る）	（削る）
Ｖｉｓｉｏ　Ｂｏｏｋ	（略）	（略）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
センスビューＰ430	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
Visio Book	（略）	（略）